

## ペットの管理

### 占有者に損害賠償責任



民法上、動物はその種類にかかわらず「物」として扱われ（民法 85 条）、飼い主はペットを所有物として法令（動物愛護法など）の制限内において自由に使用、収益及び処分をすることができる反面、適切に管理しなければなりません。動物が他人に損害を加えた場合、動物の占有者は損害賠償責任を負うものとされます（民法 718 条①）。

管理責任が問題となるのは、ペットが他人を噛んでケガをさせたといった場合が典型ですが、受忍限度を超える吠え声や糞尿といったいわゆるペット公害もあります。

動物の種類及び性質に従い相当の注意をもってその管理をしたときはこの限りでないとされますが（同 718 条①ただし書）、相当の注意をもって管理していたといえるかどうかは、体型、年齢、性別、気性、加害の前歴などの動物の事情、その動物を扱うことに熟練していたか、適切な方法で動物を繋留していたかといった飼い主の事情、動物に対し警戒していたかといった被害者の事情を総合考慮して判断します。被害者自ら動物を挑発して噛まれたような場合は、飼い主が管理上相当の注意を欠いたとしても、損害の公平な分担として飼い主の責任が減免されます。犬の飼育経験を持つ被害者が、特に強暴とはいえない第三者の飼い犬に対し食事を妨害するかあるいは危害を加える態様の接近をしたため反撃的に噛みつかれたという事案で、飼い主の繋留方法に問題があったことは認めつつも賠償責任を全部否定した判決があります（大阪地裁昭和 46・9・13）。

飼い主が旅行の間ペットを第三者に預けるような場合、ペットを預かった第三者は占有者に代わって動物を管理する者として、動物の管理に相当の注意を払っていなければ被害者に対する損害賠償責任を負います（同 718 条②）。

この場合、飼い主はペットを預けるのに適した保管者を選任し監督していなければ、ペットに対する飼い主固有の管理責任として被害者に対する損害賠償を免れません。ペットの散歩をしてくれれば誰でもよいとペットを飼ったことがない人に預けたり、ペットが予期しない行動に出たときに体力的にペットを制止できないような人に預けたりした場合、選任につき過失があると判断され、飼い主も被害者に対する損害賠償責任を負うことになります。